

平成26年3月31日

東京都八王子市

波田地克利殿

東京都新宿区信濃町32番地

創価学会本部内

創価学会監正審査会

事務局長 飯嶋達也



貴殿から平成26年3月24日付「『審査会規程』開示のお願い」を御送付いただきましたが、下記のとおり必要と思われる関連規程を抜粋しましたので、その送付をもって回答とさせていただきます。

## 記

### 1 除名処分の根拠規程について

#### 創価学会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、創価学会（以下「この会」という。）の会員に関する事項を定めるものである。

2. 会員については、創価学会会則によるほか、この規程に定めるところによる。

(地位の喪失)

第5条 会員は、退会または除名によりその地位を喪失する。

2. 前項および第2条第5項の場合、本部長は、その事由を付記して会員名簿から削除するものとし、その会員は、この会から授与された御本尊を、この会に返却しなければならない。

(処分)

第7条 会員が、次の各号の一に該当する行為をしたときは、別に定める手続により、その会員を処分することができる。

1) 御本尊への不敬行為

- 2) この会の会則およびこの規程もしくは指導に反し、またはこの会の秩序を乱す行為
  - 3) 金銭貸借、共同事業など自己または第三者の利益をはかることを目的として、この会の組織、名称、役職等を悪用する行為
  - 4) 会員としてふさわしくない行為で、この会もしくは会員の名誉をきずつけ、またはこの会もしくは会員に迷惑を及ぼす行為
2. 処分は、その会員の反省を促し、この会と会員の真摯な信仰を維持するためになされるものであり、事実を精査し、公正かつ慎重に行なわなければならない。
  3. 処分は、戒告、6か月以下の活動停止および除名とする。

## 2 審査手続きに関する規程について

### (1) 創価学会県審査会規程

#### 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、県審査会（以下「審査会」という。）の職務を適正に行なうために必要な事項を定める。

(審査事項)

第 2 条 審査会は、次の各号に定める事項について審査し、決定する。

- 1) 県本部に所属する会員の処分

#### 第 2 章 審 査 会

#### 第 3 章 審 査 手 続

##### 第 1 節 会員の処分の審査手続

(処分の申請)

第 1 1 条 審査会に対する処分の申請は、被申請者が所属する地域組織の分県長、圏長もしくは本部長またはそれらの者が連名で行なう。

(代理人)

第 1 3 条 被申請者は、代理人を選任することができない。

(審査指揮)

第 1 5 条 審査の指揮は、審査員長が行なう。

(証拠の取調等)

第 1 6 条 審査会は、職権により、被申請者、証人および関係資料の取調、鑑定ならびに検証をすることができる。

(嘱 託)

第 1 7 条 審査会は、事実の調査のため必要があるときは、審査員もしくは他の県審査会に対し被申請者、証人および関係資料の取調ならびに検証を嘱託することができる。

(非公開)

第18条 審査会の審査手続は、非公開とする。

(録音等の制限)

第19条 審査手続における録音および写真の撮影は、審査員長の許可を得なければ行なうことができない。

(審査期日調書)

第20条 審査会は、審査期日ごとに調書を作成しなければならない。

(取 下)

第21条 申請者は、決定が効力を生ずるまでの間、審査会の同意を得て、申請を取り下げることができる。

(決 定)

第22条 審査会は、審理が尽くされたと認めるときは、審理を終え、決定する。

2. 決定は、申請の趣旨に拘束されない。

(決定書)

第23条 審査会は、決定したときは、すみやかに決定書を作成する。

2. 決定書には、次の各号に掲げる事項を記載し、決定に関与した審査員全員が署名捺印しなければならない。ただし、決定に関与した審査員が署名捺印できないときは、他の審査員がその旨附記し、署名捺印しなければならない。

1) 被申請者の住所、氏名、生年月日、所属地域組織および役職

2) 主文および理由

(決定の通知)

第24条 審査員長は、決定書を作成した後ただちに被申請者に対し、決定主文を通知(以下、これを「決定通知」という。)しなければならない。

2. 審査員長は、被申請者に対し決定通知をすることができないときは、決定主文を記載した書面を県本部の中心の会館に7日間掲示(以下、これを「決定掲示」という。)して通知に代えることができる。

(決定の発効・確定)

第25条 決定は、被申請者に対し決定通知が到達したとき、または決定掲示を始めた日から7日間を経過したときに、その効力を生ずる。

2. 決定は、不服申立期間内に不服の申立てがなされなかったときに確定する。

3. 不服申立期間内に不服の申立てがあった場合においても、決定の効力は失われない。

第2節 会員の地位の有無の審査手続

第3節 みなし退会および入会取消しに対する

不服の申立ての審査手続

## 第4章 不服の申立て

(決定に対する不服の申立て)

第38条 第2条第1号の決定の通知を受けた者は、その決定に不服があるときは、決定の効力が生じた日の翌日から起算して7日以内に、監正審査会に不服の申立てをするこ

とができる。

2. 不服の申立ての審査手続については、別に定める「創価学会監正審査会規程」による。  
(記録の送付)

第39条 審査会は、監正審査会の求めがあったときは、ただちに不服の申立てにかかる一件記録を監正審査会に送付しなければならない。

## 第 5 章 補 則

### (2) 創価学会監正審査会規程

#### 第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、監正審査会（以下「審査会」という。）の職務を適正に行なうために必要な事項を定める。

(審査事項)

第2条 審査会は、中央審査会および県審査会（以下、あわせて「原審査会」という。）のなした決定（以下「原決定」という。）に対する不服の申立てについて審査し、決定する。

#### 第 2 章 審 査 会

#### 第 3 章 審 査 手 続

(不服申立書)

第11条 原決定に対する不服申立者は、氏名、住所および申立ての理由を記載した不服申立書を審査会に提出しなければならない。

(代理人)

第12条 不服申立者は、代理人を選任することができない。

(記録の送付)

第13条 審査員長は、不服の申立てがあったときは、原審査会に対し一件記録の送付を求めるものとする。

(審査指揮)

第15条 審査の指揮は、審査員長が行なう。

(証拠の取調等)

第16条 審査会は、職権により、不服申立者、証人および関係資料の取調、鑑定ならびに検証をすることができる。

(嘱 託)

第17条 審査会は、事実の調査のため必要があるときは、審査員もしくは他の審査会に対し不服申立者、証人および関係資料の取調ならびに検証を嘱託することができる。

(非公開)

第18条 審査会の審査手続は、非公開とする。

(録音等の制限)

第19条 審査手続における録音および写真の撮影は、審査員長の許可を得なければ行なうことができない。

(審査期日調書)

第20条 審査会は、審査期日ごとに調書を作成しなければならない。

(取 下)

第21条 不服申立者は、決定が効力を生ずるまでの間、審査会の同意を得て、申立てを取り下げることができる。

(決 定)

第22条 審査会は、審理が尽くされたと認めるときは、審理を終え、決定する。

(不利益変更の禁止)

第23条 審査会は、原決定より重い処分 of 決定をすることができない。

(決定書)

第24条 審査会は、決定したときは、すみやかに決定書を作成する。

2. 決定書には、次の各号に掲げる事項を記載し、決定に関与した審査員全員が署名捺印しなければならない。ただし、決定に関与した審査員が署名捺印できないときは、他の審査員がその旨附記し、署名捺印しなければならない。

- 1) 不服申立者の住所、氏名、生年月日、原決定時の所屬地域組織および役職
- 2) 主文および理由

(決定の通知)

第25条 審査員長は、決定書を作成した後ただちに不服申立者に対し、決定主文を通知しなければならない。

2. 審査員長は、不服申立者に対し前項の通知をすることができないときは、決定主文を記載した書面を創価学会の本部に7日間掲示して通知に代えることができる。

(決定の発効・確定)

第26条 決定は、不服申立者に対し前条第1項の通知が到達したとき、または同条第2項による掲示を始めた日から7日間を経過したときに、その効力を生じ確定する。

2. 決定の内容が申立ての棄却であるときは、その決定が確定したときに原決定も確定する。

3. 不服の申立てが取り下げられたときは、ただちに原決定が確定する。

#### 第 4 章 補 則

以上